

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

「川崎市地域防災計画 震災対策編・ 風水害対策編(修正素案)」について

- 資料 1 川崎市地域防災計画 震災対策編・
風水害対策編（修正素案）の概要版
- 資料 2 川崎市地域防災計画 震災対策編
（修正素案）
- 資料 3 川崎市地域防災計画 風水害対策編
（修正素案）
- 資料 4 川崎市地域防災計画 震災対策編
（修正素案）新旧対照表
- 資料 5 川崎市地域防災計画 風水害対策編
（修正素案）新旧対照表
- 資料 6 パブリックコメントの募集案内

令和元年 1 1 月 2 1 日

総 務 企 画 局

川崎市地域防災計画 震災対策編 風水害対策編 (修正素案) の概要について



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和元年 1 1 月

1 川崎市地域防災計画について

川崎市地域防災計画とは

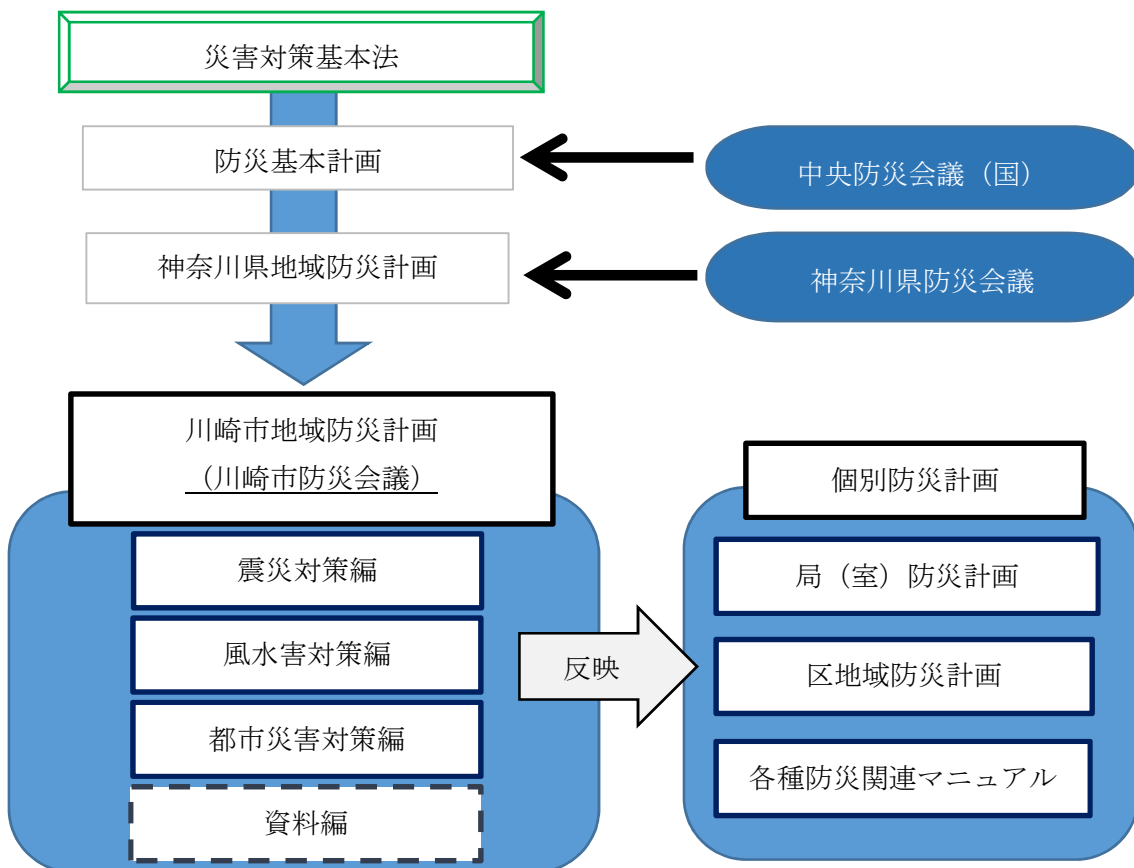
災害対策基本法第42条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、川崎市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

川崎市地域防災計画は、防災行政を進める上での指針、住民等の防災活動に際しての指針、市や指定公共機関等が防災計画を策定し、事業を行うに当たっての指針であり、次の4編で構成されています。

「震災対策編」 「風水害対策編」 「都市災害対策編」 「資料編」

2 地域防災計画の体系

国の防災基本計画に基づくもので、神奈川県地域防災計画等と整合を図り、作成しています。



川崎市地域防災計画の修正に際しては、上記以外に、関係法令、国等において策定した各種防災計画等の内容も反映しています。また、地域防災計画の内容は各局で作成する防災計画や各区地域防災計画等に反映されます。

参考 これまでの修正

○平成31年3月 風水害対策編修正

水防法の改正や避難勧告ガイドライン（避難準備情報等の名称変更）の改定に伴う修正等

○平成30年4月 震災対策編修正

災害対策基本法の改正や保健医療調整本部の設置、災害廃棄物等処理計画の改定に伴う修正等

○平成28年3月 風水害対策編・震災対策編修正

災害対策基本法の改正や土砂災害防止法等の改正に伴う修正等

3 修正の基本方針

今回の修正は、「震災対策編」及び「風水害対策編」の2編について、改正災害救助法に基づく救助実施市の指定に伴う修正や避難勧告等に関するガイドラインの改定、災害本部等設置基準の変更など、災害対策の基本となる項目や、市民の避難行動に直結する項目等について対応します。

台風第19号に係る地域防災計画等の見直しについて

市内で大きな被害が発生した台風第19号への対応につきましては、今後の検証結果等を踏まえ、令和2年6月頃までを目途に別途見直しを行う予定としております。

4 主な修正について

- 1 改正災害救助法に基づく救助実施市の指定に伴う修正【震災対策編及び風水害対策編】
災害救助法の救助実施市の指定に伴い、救助の実施等の市の責務、県等との連携に関する事項など、必要な修正を行います。
- 2 避難勧告等に関するガイドラインの改訂に伴う修正【風水害対策編】
防災気象情報が5段階の警戒レベルにより提供されることとなったことから、避難勧告の発令基準等の整合を図ります。
- 3 高潮浸水想定区域の指定に伴う修正【風水害対策編】
平成31年4月に神奈川県が水防法に基づく高潮浸水想定区域を指定・公表したことから、浸水想定や高潮氾濫危険水位等の必要な項目を計画に反映します。
- 4 災害対策本部設置基準等の変更【震災対策編】
近年の地震被害状況等に照らし、災害対策本部の設置基準及び職員参集基準を変更します。

5 パブリックコメントの実施について

1 パブリックコメントの実施予定期間

令和元年11月21日（木）から令和元年12月20日（金）まで

2 資料の閲覧場所

- ・ホームページ、情報プラザ、各区役所、支所、出張所及び図書館の閲覧コーナー
- ・川崎市総務企画局危機管理室（川崎市役所第3庁舎7階）

3 パブリックコメントの実施後の予定

パブリックコメント実施結果を取りまとめ、修正案への反映を行います。

（令和2年2月予定）

6 修正概要

(1) 改正災害救助法に基づく救助実施市の指定に伴う修正

平成 30 年 6 月に公布された災害救助法の一部を改正する法律により、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市が自らの事務として被災者の救助を行うことを可能にする制度が創設されました。本市は平成 31 年 4 月 1 日付けで指定を受けたことから、必要な修正を行います。

計画への反映（主な修正箇所）

①災害救助法に基づく救助の実施等

救助実施市の指定に伴い、災害救助法に基づく救助を県が実施するとしていた記載を修正するとともに、同法の目的や市の権限と責任を踏まえ、市が、国等の関係機関との連携を図り、迅速かつ円滑に救助を行うことを明記します。

また、市長は、国等との連携のもと迅速に災害救助法の適用を行うこと、真に必要なやむを得ない場合においては従事命令等の強制権を発動し救助を実施すること等を明記します。

※災害救助法に基づく各救助項目の該当箇所についても必要な修正等を実施

修正箇所…

(震災対策編) 4 部 1 7 章 P221～P223
4 部 1 5 章 P213～P214
(風水害対策編) 4 部 1 8 章 P178～P180
4 部 1 6 章 P167～P169

②日本赤十字社との連携

災害救助法第 16 条において、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができることされており、本市においても平成 31 年 4 月 1 日付けで、災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書を締結したことに伴い、必要な事項を追記します。

修正箇所…

(震災対策編) 4 部 4 章 1 節 P143、P146
(風水害対策編) 4 部 4 章 1 節 P129、P132

③平時からの連携体制の構築等

発災時の円滑かつ迅速な救助の実施に向け、平時から国、神奈川県、他の救助実施市及び関係団体等との連携体制の構築を図るとともに、必要なマニュアル等の整備や人材育成を推進し、体制の整備を図ることを明記します。

修正箇所…

(震災対策編) 2 部 1 7 章 P100
(風水害対策編) 2 部 1 3 章 P67

(2) 避難勧告等に関するガイドラインの改訂に伴う修正

平成 30 年 7 月豪雨の教訓を踏まえ、住民が「自らの命は自らが守る」意識をもって主体的に避難行動をとれるよう、5 段階の警戒レベルによる防災情報の提供を開始したことから、必要な修正を行います。

計画への反映（主な修正箇所）

①警戒レベルを用いた防災情報の提供

横浜地方気象台等の行う気象等予報・警報及び発表・伝達の項目に、新たに警戒レベルを用いた防災情報の提供に関する項目を追記します。併せて、警報等の発表基準について、5 段階の警戒レベルとの対応を追記します。

修正箇所… (風水害対策編) 3 部 6 章 3 節 P91～P94

②洪水予報の種類と発表基準の修正

洪水予報の種類と発表基準について警戒レベルに対応した表記に修正します。

修正箇所… (風水害対策編) 3 部 6 章 4 節 P100

③避難勧告等の発令基準

避難勧告の発令基準について、警戒レベルに対応した表記に修正します。

修正箇所… (風水害対策編) 4 部 2 章 2 節 P121～P122

(3) 高潮浸水想定区域の指定に伴う修正

平成 27 年の水防法改正により、想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域を公表する制度が創設され、平成 31 年 4 月に神奈川県が東京湾沿岸（神奈川県区間）における高潮浸水想定区域の指定ならびに高潮氾濫危険水位の設定を行ったことから、神奈川県の高潮浸水想定区域の追記、波浪・高潮対策の記載の整理、高潮氾濫危険水位の情報等、必要な項目を計画に反映します。

計画への反映（主な修正箇所）

①港湾・高潮の対策

高潮浸水想定区域の指定に伴い、神奈川県の高潮浸水想定について追記するとともに、波浪・高潮対策の施設整備等の記載を整理します。

修正箇所… (風水害対策編) 2 部 4 章 P40～P41

②高潮氾濫危険情報の追記

高潮氾濫危険情報の発表基準、指定区域、水位周知実施区間及び基準水位観測所について計画に反映します。

修正箇所… (風水害対策編) 3 部 6 章 6 節 P105～P106

(4) 災害対策本部設置基準等の変更に伴う修正

近年の地震被害状況等に照らし、災害対策本部の設置基準及び職員参集基準を変更します。

計画への反映（主な修正箇所）

①災害警戒体制の設置基準

「市内で震度4又は5弱の地震があったとき」としていた基準を「震度5弱又は震度5強」に変更します。

②災害対策本部設置基準の変更

「市内で震度5強以上の地震を観測したとき」としていた基準を「震度6弱以上」に変更します。

③避難所の開設

被災者の受け入れのための避難所の開設について「震度5強以上の地震が発生した場合又は発生した地震が震度5弱以下であっても必要と認められる場合（開設の必要があり、参集を指示された場合）」としていた基準を震度6弱以上の地震が発生した場合又は発生した地震が震度5強以下であっても必要と認められる場合（開設の必要があり、参集を指示された場合）」に変更します。

修正箇所… (震災対策編) 4部6章5節 P163～P164

(5) その他

公園の機能・役割

発災時における公園の防災機能と役割について整理し、災害廃棄物の仮保管場所、応急仮設住宅の建設用地としての役割を追記します。

修正箇所… (震災対策編) 2部1章5節 P40